

はくぶつかんの部屋 19

もっと魅力ある博物館へ



みなさんは、博物館には種類があることをご存知ですか。国内にある博物館は必ず、①博物館法に基づき「登録博物館」、②文部科学省や都道府県教育委

員会が指定する「博物館相当施設」、③そして規程・要件のない「博物館類似施設」のいずれかに該当します。ちなみに、美術館・動物園・科学館・植物園も博物館に含まれています。

このうち、①「登録博物館」・②「博物館相当施設」は、国から補助金を受けられることができます。ただし、設置主体・職員体制・開館日数・施設規模の項目で定められた要件を満たした上で、審査に合格しなければなりません。とくに「登録博物館」の場合、館長と学芸員（有資格）を必ず配置すること、開館日数は年間一五〇日以上などの要件が課せられています。

私たちの宜野湾市立博物館は一九九九年（平成一一）年、「博物館類似施設」として開館しました。近年になって職員体制などの要件が整ったことから、補助金を活用した施設・事業の発展を

図るために、今年二月に「登録博物館」審査を受けました。

文部科学省は、二〇二一（平成三三）年に「公立博物館の望ましい基準」を「教育、学術及び文化の発展並びに地域の活性化に貢献するよう努める」と改正しました。これを受けて当館では、「先人の生活の知恵と工夫を知る市民参画の場」としての博物館をめざしています。

そこで、市民のみなさんとお住まいの地域の歴史・文化が触れあう場を作るために、親子で参加できる地域にねざした文化事業など、魅力ある活動を展開していきたいと考えています。今年度も博物館をよろしく願います。



▲開館15周年を迎える宜野湾市立博物館

【お問合せ】市立博物館 ☎870-9317
入館料無料となっておりますので、お気軽にご来館下さい。

茶ぐわーゆんたく

120



農民道場とその時代

戦前の宜野湾村には、農業の担い手の養成機関として、農民道場がありました。設置の発端は、昭和恐慌（1930年）1931年 がもたらした深刻な経済混乱を改善するための農村救済が目的でした。内務省は1932（昭和7）年、「農山漁村経済更正計画助成規則」を公布し、県内町村の経済更正計画書の策定を促しました。宜野湾村は1935（昭和10）年に、沖繩県から経済更正村に指定され、5力年の年度別経済更正計画を策定しました。村が策定した15項目の経済更正計画の中に、農民道場の設置がありました。農民道場は1939（昭和14）年に、字宜野湾の村有地に設置されました。

その実習の内容をしてみると、村内から募った17、18歳の青年男女を合宿させ、昼は野菜やサトウキビの植え付け、堆肥の作り方、農機具の手入れなどを指導し、夜は職員による講話などを行ったようです。また当時は、満州移民計画が官民をあげて推し進められており、県は1940（昭和15）年に満州開拓による分村計画（*）を策定していました。それにより、農民道場でも開拓農民を送り出すための講習が行

われました。そして、時代は沖繩戦へと向かって行き、彼らが学んだ合宿所は日本軍の駐屯兵の宿舎へと軍事目的に使われていきます。米軍の上陸と共に宜野湾村は戦場となり、農民道場はその中で姿を消していくことになるのです。



宜野湾村農民道場での満州開拓移民の講習 1940（昭和15）年 写真集「ぎのわん」

*分村計画：村落そのものを分割して「むらごと」満州へ移そうとする計画のこと。

【宜野湾市史】への問合せ
文化課 市史編集係（市立博物館内）
☎870-9317